

青森公立大学の標章及び校旗に関する規程

平成26年3月27日

規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「本学」という。）の標章及び校旗を定め、広く社会に対し本学を表象するとともに、職員、学生等に自覚と誇りを持たせることを目的とする。

(標章の制式)

第2条 標章の制式は、本学の「教育」「研究」「地域貢献」を象徴としたものとし、別記第1のとおりとする。

(校旗の制式)

第3条 校旗の制式は、別記第2のとおりとする。

2 大学名を表記することが必要な場合は、別記第3のとおりとする。

(標章の使用等)

第4条 本学、本学の教職員及び学生等は、品位を損なわないよう配慮し、広く標章を使用するものとする。

2 本学以外の者が標章を使用しようとする場合は、別記様式により理事長に願い出て許可を得なければならない。ただし、理事長が特に必要と判断し認めた場合はこの限りではない。

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、標章の使用を許可しないものとする。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのある場合

(2) その他標章の使用目的及び使用方法が不適当な場合

(標章の使用の取り消し等)

第5条 理事長は、前条第3項各号のいずれかに該当すると認めたときは、標章の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(事務)

第6条 標章及び校旗に関する事務は、総務経営企画グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、標章及び校旗の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1（第2条関係）



（反転型）

別記第2（第3条第1項関係）



（反転型）

別記第3（第3条第2項関係）



（反転型）

別記様式（第4条第2項関係）

青森公立大学標章使用申請書

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

申請者

住所 _____

氏名（団体の場合は代表者名） _____

青森公立大学の標章を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

項目	内容	備考
使用目的		
使用方法		
使用期間		
使用責任者		
その他		